

公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針

制定 平成 22 年 5 月 12 日

改正 平成 24 年 12 月 26 日

総務省政策統括官（統計基準担当）決定

統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 4 条に定められた「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日 閣議決定）において、「統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定する。この際、作成過程の一層の透明化や、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続等について規定する。」（担当府省：総務省）とされていること等を踏まえ、下記のとおり公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針を定める。

各行政機関においては、下記の指針を踏まえ、公表期日前の統計情報の適正な管理と公表の公平性・透明性の確保を図られたい。

記

第 1 目的等

この指針は、法に定める基幹統計及び一般統計（一般統計調査の結果をいう。以下同じ。）の公表期日前の情報を共有する範囲・手続に関する措置の指針を定めることにより、公表期日前の公的統計の適正な管理と公的統計の公表の公平性及び透明性を確保することを目的とする。

なお、行政機関（法第 2 条第 1 項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）が作成する基幹統計又は一般統計以外の公的統計についても、本指針を参考として自主的な取組を行う。

第 2 定義

1 調査実施機関

この指針において、「調査実施機関」とは、基幹統計又は一般統計を作成する行政機関をいう。

2 公表期日

この指針において、「公表期日」とは、法第 8 条又は第 23 条の公表を行う期日をいう。

3 公表期日前統計情報

この指針において「公表期日前統計情報」とは、法第9条又は第19条に基づき承認を受けた「集計事項」として作成した基幹統計又は一般統計の全部又は一部、並びに、法第26条に基づき総務大臣に通知した「作成する基幹統計の具体的内容」として作成した基幹統計の全部又は一部であって、公表期日以前のものである。

4 公表期日前統計情報等

この指針において「公表期日前統計情報等」とは、公表期日前統計情報の他、調査票情報（法第2条第11項に定める調査票情報のうち電子化されたものに限る。）、公表期日前統計情報を集計している途上の中間生成物等であって公表期日前統計情報の全部又は一部を作成することができる情報をいう。

第3 一般統計の公表期日の事前公表

一般統計を作成する調査実施機関は、当該一般統計の公表期日を e-Stat 等に掲載することにより事前に公表する。

e-Stat:インターネット上における政府統計の総合窓口として開設されているポータルサイト

第4 公表期日前統計情報等を共有する範囲に関する内規の策定

調査実施機関は、この指針を参考とし、「公表期日前統計情報等を共有する範囲等に関する内規」（以下「内規」という。）を定める。

なお、内規は複数の統計を対象としたものとするができる。

第5 公表期日前統計情報等の保護法令

公表期日前統計情報等は、一般に、国家公務員法、地方公務員法、国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範（平成13年1月閣議決定）等に規定される守秘義務によって保護されるほか、特に「基幹統計の業務に従事する者」の当該業務に関する公表期日前統計情報の漏洩については、法第58条により一般の守秘義務違反より重い罰則が定められている。

第6 公表期日前統計情報等を共有する者の範囲等

1 公表期日前統計情報等を共有する者の範囲

内規では、公表期日前統計情報等を知り得る立場にいる者をすべて一覧にして明示する。当該一覧に掲載する者は、①当該統計の業務に従事する者であって、職務上、公表期日前統計情報等を知り得る者、及び②当該統

計の業務に従事しないが、職務上、公表期日前統計情報を知り得る者、の両方となる。

(1) 当該統計の業務に従事する者であって、職務上、公表期日前統計情報等を知り得る者は以下のような者である。

- ・ 調査実施機関内で当該統計の作成業務や公表業務に従事することにより、公表期日前統計情報等を知り得ることとなる者
- ・ 委託等により当該統計の作成や公表業務に従事することにより、公表期日前統計情報等を知り得ることとなる者

(2) また、当該統計の業務に従事しないが、職務上、公表期日前統計情報を知り得る者は、調査実施機関内の幹部その他政府内関係者等であって事前に説明を受けるなどにより、当該公表期日前統計情報を職務上知り得る立場にいる者である。

なお、基幹統計及び一般統計の公表の透明性を確保し、恣意性を排除する観点から、当該情報を必ず事前に説明するものではないが、統計結果が社会的に与える影響等を考慮し必要に応じて事前に説明する可能性がある者等についても、公表期日前統計情報を職務上知り得る立場にいる者に含めて明らかにしておくものとする。

2 「基幹統計の業務に従事する者」の範囲

基幹統計に関する公表期日前統計情報の漏洩について、「基幹統計の業務に従事する者」は一般の守秘義務違反による罰則より重い刑罰が科されることから、公表期日前統計情報を知り得る者は、「基幹統計の業務に従事する者」と「それ以外に事前に結果を知り得る立場の者」に分別することが必要である。

調査実施機関は、設置法、組織令、組織規則、訓令等による所掌事務により業務が整理されている。したがって、「基幹統計の業務に従事する者」については、当該基幹統計の作成がいかなる所掌事務において実施され、統計がいかなる所掌事務により公表されているか等について整理を行い、統計の作成等の根拠となる所掌事務に携わる者を「業務に従事する者」とする。

なお、統計の作成等を直接の目的として実施するものではない官房総務課の文書審査等の業務は、別の所掌事務でこれらの業務を遂行していることから、直接基幹統計の業務とは位置付けない。統計の業務に従事する者の判断の具体的な事例は別途提示する。

3 公表期日前統計情報等を知り得る立場にいる者一覧の記載内容

内規において定める公表期日前統計情報等を知り得る立場にいる者一覧については、以下の区分に分けて作成する。

また、公表期日前に法第 27 条に基づき事業所母集団データベースを整備する場合、法第 32 条に基づき府省内別部局において調査票情報を 2 次利用する場合及び法第 33 条に基づき地方公共団体などにおいて調査票情報を利用する場合も以下の区分に含めて記載を行う。

- (1) 職務上、公表期日前統計情報等を知り得る者であって、当該統計の業務に従事する者（業務委託先を含む）
- (2) 当該統計の業務に従事しないが、職務上、公表期日前統計情報の内容を知り得る者（常時情報の提供を受ける者）
- (3) 当該統計の業務に従事しないが、職務上、公表期日前統計情報の内容を知り得ることがある者（常時情報の提供を受けるものではないが、情報の提供を受ける場合がある者）

なお、一覧の作成にあたっては、「〇〇局の職員（〇〇統計の業務に従事する者に限る）」のように解釈の余地が入る記載ではなく、例えば「〇〇室の職員（〇〇係を除く）」など、公表期日前統計情報等を知り得る立場の職員 1 人 1 人が明確に判断できるよう記載する。

第 7 公表期日前統計情報等の適正管理等

1 統計の業務に従事する者における措置

基幹統計及び一般統計の業務に従事する者は、公表期日前統計情報等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

具体的には、公表期日前統計情報等を印刷した資料は部数を管理する、施錠できるロッカーや人の出入りが制限される部屋で保管する、担当職員以外のアクセスができないようネットワーク上の措置を講じる、アンチウイルスソフトを導入する、電子メールにおいて公表期日前統計情報等のやり取りは可能な限り控える（やむを得ず電子メールで公表期日前統計情報等をやり取りする場合は、当該情報ファイルにパスワードをかけ、電話等の別の手段でパスワードを伝達する。また、メール内に公表期日（時間）を明記する。）など、各府省セキュリティポリシーに準じた取扱を行うもの

とする。

また、これらの当該統計の業務に従事する者は、当該統計の業務に従事しないが職務上公表期日前統計情報を知り得る立場にある者に公表期日前統計情報を提供する場合、当該立場にある者が公表期日前統計情報を適正に管理するために必要な措置が講じられるよう、例えば、公表期日前統計情報を掲載した資料に公表期日を明示するとともに、説明の際に資料の内容は公表期日まで他に漏らしてはならないことを伝達するなどの措置をとるものとする。

2 職務上、公表期日前統計情報を知り得る者における措置

当該統計の業務に従事しないが、職務上公表期日前統計情報を知り得た者は、当該知り得た公表期日前統計情報の適正な管理のために、例えば施錠可能な引き出しに当該公表期日前統計情報が掲載された資料を収納するなどの必要な措置を講じなければならない。

第8 公表期日前に公表期日前統計情報等を知り得る者の公表

調査実施機関は、内規により定めた公表期日前統計情報等を知り得る者の範囲について、ホームページに掲載すること等により事前に公表する。

附 則

- 1 この指針は平成22年5月12日より施行する。ただし、平成22年度は、基幹統計のみ適用を行うものとする。
- 2 平成24年12月26日付けで改正されたこの指針は、同日から施行する。